



1 工業用水道事業の現況

1 給水状況

(1) 給水能力

本市の工業用水道事業は、昭和32年に北九州水道組合が第一次工業用水道事業に着手して以来、幾度かの拡張工事を重ねてきた。

昭和58年8月には、遠賀川河口堰からの取水を開始し、第三次工業用水道事業及び産炭地域工業用水道事業の一環として建設した本城浄水場の稼働を始めた。その結果、給水能力は、1日25万4,000m³となっている。

令和元年度 給水状況 (令和2年3月31日現在)

事業名	北九州市工業用水道事業
給水能力(m ³ /日)	254,000
給水会社数(社)	71
基本水量・契約水量(m ³ /日)	201,415
年間有収水量(m ³)	44,129,844
浄水場等	本城・伊佐座・力丸

※ 第一次、第二次、第三次工業用水道と産炭地域工業用水道を北九州市工業用水道事業として事業統合した。(平成20年4月1日)



猪熊取水場(昭和58年完成)



伊佐座取水場(昭和19年完成)

(2) 給水事業所と有収水量

令和元年度の給水事業所及び有収水量は、71事業所4,412万9,844m³で、契約水量の増加に伴い、前年度に比べて有収水量は718万3,739m³(19.4%)増加した。

工業用水道主要施設系統図



(3) 工業用水道料金

平成26年4月1日から施行 (1m³あたりの税抜料金)

基本水量又は特定水量	基本料金	基本使用料金	特定料金	特定使用料金	超過料金
300m ³ /日未満	34円	4円	34円	4円	47円
300m ³ /日以上	19円50銭	4円	19円50銭	4円	47円

- (注) 1 基本料金は、基本水量について適用し、使用水量にかかわらず、基本水量の1月分で算定する。
 地域経済の振興その他考慮すべき特別の事情があると認められる工業用水の給水については、基本料金を一定期間減額することができる。(基本料金の特例)
- 2 基本使用料金は、基本使用水量について適用する。
- 3 特定料金は、特定水量について適用し、使用水量にかかわらず、特定水量の1月分で算定する。
- 4 特定使用料金は、特定使用水量について適用する。
- 5 超過料金は、次に掲げる水量のうち最高の水量により算定する。
- (1) 超過水量
 - (2) 時間最高給水量を超えて使用したとき、その最大の1日換算水量から、基本水量または特定水量を差し引いた水量
 - (3) 基本水量または特定水量(毎時均等)を超えて使用した時間の合計が所定の時間を越えたとき、時間最高給水量の1日換算量から、基本水量または特定水量を差し引いた水量
- ※ 工業用水道料金は、上記の表により算出した額に消費税率(地方消費税率を含む)を乗じて得た額を料金とする。(1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。)

